

# 中標津町障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の 促進に関する条例

日々の暮らしの中で、お互いの意思や感情を伝え合うためにコミュニケーションはなくてはならないものですが、その方法は人によって様々です。

例えば、聴覚に障がいのある人にとっての「手話」や「要約筆記」、視覚に障がいのある人にとっての「点字」や「音訳」など、それぞれの障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段があります。

しかしながら、このような障がいの特性に応じたコミュニケーション手段への理解や利用しやすい環境の整備は十分に進んでいるとは言えず、円滑にコミュニケーションを図ることが困難であるがゆえに生じる社会的障壁が現実に存在します。

こうした社会的障壁を取り除くためには、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が必要であり、障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する合理的な配慮が求められます。

ここに、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる中標津町を目指し、この条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するための施策を推進することにより、共に学び、共に働き、誰もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とします。

## （用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語を、次のとおり定義します。

- 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称します。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

(2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 言語（手話を含みます。）、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆、代読、実物又は絵図の提示、分かりやすい表現、重度障がい者用意思伝達装置その他の障がいの特性に応じて利用される手段をいいます。

(3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

(4) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人及び町内で学ぶ人をいいます。

(5) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。

(基本理念)

第3条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいのある人が自らコミュニケーション手段を選択し、かつ、利用する権利を有し、その権利は尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本とします。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（次条において「基本理念」といいます。）に対する町民及び事業者の理解を広めるとともに、障がいのある人の社会的障壁を取り除くための施策を推進します。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人の社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとします。

(施策の推進)

第6条 町は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、次の施策を推進します。

(1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解の促進に関する施策

(2) 障がいしょうがいの特性とくせいに応じたおうコミュニケーション手段しゅだんの普及ふきゅうに関するかん施策しさく

(3) 障がいしょうがいの特性とくせいに応じたおうコミュニケーション手段しゅだんを利用りようしやすい環境かんきょう  
の整備せいびに関するかん施策しさく

(4) 前各号ぜんかくごうに掲げるものほか、この条例じょうれいの目的もくてきを達成たっせいするために必要ひつよう  
なしさく施策

(災害時さいがいじにおけるそち措置)

第7条 町だいじょうは、災害ちやうさいがいその他の非常事態たひじょうじたいにおいて、障がいしょうがいのある人ひとが必要ひつような  
情報じょうほうを迅速かつ的確じんそくてきかくしゅとくに取得えんかつし、円滑えんかつにコミュニケーションはかを図ることがで  
きるよう、必要ひつような措置そちを講ずるよう努めるものつととします。

(障がいしょうがいのある人等ひととうの意見いけんの尊重そんちやう)

第8条 町だいじょうは、障がいしょうがいの特性とくせいに応じたおうコミュニケーション手段しゅだんの利用りようの促進そくしん  
に関するかん施策しさくを推進すいしんするに当たっては、障がいしょうがいのある人ひと、障がいしょうがいのある  
児童じどうの保護者ほごしゃその他の関係者たかんけいしゃの意見いけんを聴き、その意見いけんを尊重そんちやうするよう努め  
るものつととします。

(障害者計画しょうがいしゃけいかくとの関係かんけい)

第9条 町だいじょうが障害者基本法しょうがいしゃきほんほう（昭和45年法律第84号）第11条第3項じゅうわねんほうりつだいいちじゅういちじょうだいこうに規定する  
市町村障害者計画しちやうそんしょうがいしゃけいかくを策定さくていし、又は変更またへんこうする場合には、当該計画ばあいがこの条例とうがいけいかく  
の規定じょうれいの趣旨きていを踏まえたものしゅしふとなるようにふします。

(財政上ざいせいじやうの措置そち)

第10条 町だいじょうは、障がいしょうがいの特性とくせいに応じたおうコミュニケーション手段しゅだんの利用りようの促進そくしん  
に関するかん施策しさくを推進すいしんするため、必要ひつような財政上ざいせいじやうの措置そちを講ずるよう努めるもの  
のつととします。

(委任いにん)

第11条 この条例じょうれいの施行しこうに関し必要かんな事項ひつようは、町長じこうが別ちやうちやうに定めべつます。

附 則ふそく

この条例じょうれいは、令和8年4月1日れいわねんがつにちから施行しこうします。